

9月1日は「防災の日」

# 個人で家庭で、 日ごろから災害に備えましょう

1923年9月1日に発生した関東大震災を忘れることなく災害に備えようと、「防災の日」が制定され、この日を含む1週間は、「防災週間」となっています。

災害をなくすことは不可能ですが、被害を減らすこと（＝「減災」）は可能です。日ごろから注意を払い、被害を最小限にとどめるよう、各家庭や職場で備えを確認しましょう。

●問い合わせ 危機管理課（☎33-9-119 図33-1011）

## 心配される災害は

本市では、昨年6月30日に発生したような直下型の地震や南海トラフで発生する巨大地震の影響が心配されるところですが、今年九州北部を襲ったような大雨による土砂災害・浸水被害も心配されます。

## ご存じですか？

### 市民防災月間

松本市防災連合会では本年8月25日から9月30日までを「市民防災月間」として、地区、町会などでさまざまな防災に関するイベントの実施を呼び掛けています。  
お住まいの地区や町会で行われる際には、皆さんもぜひご参加ください。

## 今年の総合防災訓練は

本年も防災の日にあわせて、波田小学校で松本市総合防災訓練を実施します。  
本年度取り組み主な訓練は次のとおりです。



▲昨年の本郷地区住民による初期消火訓練

- ・避難指示伝達訓練
- ・住民参加型避難訓練
- ・ドクターヘリ搬送訓練
- ・医療救護活動訓練

## 防災クイズに挑戦！

Q1 地震が発生したときには、絶対火を止めることを優先するべきか？



Q2 避難が差し迫っているのは、避難勧告・避難指示 どちら？

Q3 特に耐震診断を受ける必要がある住宅は昭和何年以前に建てた住宅？

答え

Q1：×

まずは丈夫な机の下などにかくれ、火の始末は揺れの小さいときか、収まってから。

Q2：避難指示

避難指示は直ちに避難が必要な時に発令されます。

Q3：昭和56年5月以前（6月に耐震基準が強化）に建てられた建築物です。

## 水害・土砂災害からの避難

堤防の決壊などによる浸水や土砂災害などから逃れるためには、早めの避難が最も重要です。被害の恐れがある場合、松本市は該当地区へ避難勧告などの避難広報を行います。大雨警報が発表されている、雨が降り続いて「裏山の様子がいつもと違う」など、天気予報や周囲の状況にも注意を払いましょう。

また、浸水が既に始まっている時など、屋外へ出ることには危険を感じる時は、無理をせず自宅などの2階以上へ避難することも大切です。

## 避難をするときは、次のことに心がけましょう

- ・火の元確認、ガスの元栓とブレーカーの切断
- ・徒歩での避難を、できるだけ集団で行動
- ・自宅に避難先、安否情報を残して避難